2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈢　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市山田字崩鼻二〇九八・二〇九九・二一〇三・二一〇六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字矢納字城ノ房七五〇の一、七五〇の二、七五一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字城ノ房七五〇の一・七五〇の二・七五一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字桑上ノ山二八二二の四、字桑余長谷二八五四の三（次の図に示す部分に限る。）、二八五四の六、二八五四の七、二八五四の二六、二八五四の二八、字本通山二九八三の一、二九八三の二、二九八三の五、二九八六の一、二九八六の三、二九九〇の一、二九九〇の二、二九九一、二九九二の一、二九九二の三、二九九四、二九九六、二九九七の三、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇四の二、三〇〇四の三、三〇〇四の一〇、三〇一の七、字峠三〇四七、字久保道上三一四七、三一七六、字上迫三三八二、三三八五、三三八八、三三八九、字舞嶽三四七八の八、三五〇八の三四、三五一二、字餅打三六〇七の一六、字弓作り三九一二、字本内畑三九一七、黒木町北大淵字野稲堂六八六六、字段中ノ切八三四六、八三四七、八三四八の一、八三五一、八三五四から八三五七まで、字白石八四一七、八四五六の六、八四五六の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字柳原一二六九の二、一二六九の三、一二八三の二、一二八五の一、一二八六の一、字鍋平谷一二九三の一、一二九四の一、一二九五の一、一二九五の二、一三一五、一三一六、一三一八、一三二〇の二、一三二一の一、一三二三の一、一三二三の二、字天神ノ下一五五六（次の図に示す部分に限る。）、一五四四の一、一五五五、字角床一七一五、字三角一七五二の一、一七五三の三、字茅切野二一一五の九、字柏木北向二一四四の二三、字梅木平二五四五の一、二五四五の二、二五四五の四、二五四六の一、字一本木二八〇四の二、字城平二九一〇、字麦地四九六九、四九七七の一、五〇二七の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字黒沢椿谷戸五三一六の一・五三一六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字黒沢椿谷戸五三一六の一（次の図に示す部分に限る。）、五三一六の五、五三一六の九
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字黒沢椿谷戸五三一六の一（次の図に示す部分に限る。）、五三一六の三、五三一六の六から五三一六の八まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）